

仕様書等に関する質問書

令和4年 月 日

明石市長 様

(明石商業高等学校事務局

公募型業務委託見積合せ契約担当者 宛)

会社名

担当者

連絡先

業務名 明石市立明石商業高等学校産業廃棄物収集運搬処分業務委託(単価契約)

上記の業務について、次のとおり質問します。

	質問内容
1	
2	
3	

※質問に対する回答（質問回答書）は、明石市ホームページに掲載します。

※FAX（078-918-5951）に送信した後、明石商業高等学校事務局 TEL（078-918-5950）まで必ず着信確認を行ってください。

公募型業務委託見積合せ参加確認書

令和4年 月 日

明石市長様
(明石商業高等学校事務局
公募型業務委託見積合せ契約担当者 宛)

(申込者)
住 所
商号又は名称
業者コード

下記のとおり公募型業務委託見積合せに参加するために、郵便物を貴市に書留等にて確かに送付しましたので、ご査収ください。

記

- 参加申込業務名 明石市立明石商業高等学校産業廃棄物収集運搬処分業務委託(単価契約)
- 書留等郵便物差出日時<必ず書留・特定記録郵便物等受領証(お客様控)を添付すること>

ここに添付してください

書留・特定記録郵便物等受領証			
(ご依頼主のご住所・お名前)			
見 本			様
お届け先の名前	お問い合わせ番号	申出損害賠償額	摘 要
様			
様			
様			
			○ 受付印

※ 公募型業務委託見積合せ申請書等を送付後、当日中に Fax(078-918-5951)により明石商業高等学校事務局へ送付してください。

宛名シール

線に沿ってお切りください

〒 674-0072

書 留

明石市魚住町長坂寺1250番地

明石商業高等学校事務局

公募型業務委託見積合せ契約担当者 宛

差出人（見積者）

住 所	
商号又は名称 及び氏名	業者コード（ ）
業務名	明石市立明石商業高等学校産業廃棄物収集運搬処分業務委託(単価契約)

- ① 角2型封筒（A4が折らずに入るサイズ）の表面に上記シールを必ず貼付してください。
- ② 1通の封筒の中に他の業務の関連書類があった場合は、関連する全ての案件において無効となる場合がありますので、ご注意ください。
- ③ 業者コードは、明石市ホームページ「入札コーナー」の「業者登録一覧表」に掲載しています。
- ④ 郵送にあたっては、次ページの通知「郵便方式による制限付一般競争入札及び公募型プロポーザル方式等における申請書類等の提出方法について(通知)」を必ず確認のうえ、郵送してください。

2019年（令和元年）12月19日

各位

明石市

郵便方式による制限付一般競争入札及び公募型プロポーザル方式等における
申請書類等の提出方法について（通知）

このたび、郵便方式による制限付一般競争入札及び公募型プロポーザル方式等における申請書類等の提出方法について、特にご注意いただきたい点を下記のとおりあらためてお知らせいたします。

記

1 申請書類等の提出方法について

下記(1)及び(2)を満たすもののみを「有効」として取り扱い、それ以外の場合は「参加申請の無効」とします。

- (1) 郵便局が配達していること
- (2) 明石市が受領した事実の証明が可能な方法によること
(郵便局が対面で届け、明石市が受領印を押すもの)

【公告文例】

・入札参加の手続き

郵送方法は書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法で〇〇室〇〇課宛としてください。申請書類等を〇〇室〇〇課へ持参することは認めません。

なお、この場合の郵送料は、入札結果にかかわらず入札参加希望者の負担とします。

・参加申請の無効(※)

持参、宅配便等で〇〇室〇〇課に直接送致されたもの

書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの

(※) 参加申請が無効となる具体例

- (1) 郵便局が配達していない場合…持参、郵便局が配達していない宅配便等
- (2) 明石市が受領した事実の証明が可能な方法ではない場合…郵便局が配達しているものであっても、
(郵便局が対面で届け、明石市が受領印を押すものではない場合) 普通郵便、特定記録、レターパックライト、スマートレター等

問い合わせ先

明石市総務局財務室契約担当

電話番号 078-918-5012

公募型業務委託見積合せ参加申請書

令和4年 月 日

明石市長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

業 者コード

印

下記業務について、公募型業務委託見積合せに参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。

下記業務の契約予定者の要件として、明石市税の納税状況の確認が必要なときは、市長が関係課に報告を求めることに同意します。

また、下記業務の見積合せの日の前日において、国税(※1)を完納していること(滞納していないこと)及び契約予定者として決定された場合においては、令和4年4月1日までの間に国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出することを誓約いたします。なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できないときは、下記業務の契約予定者の決定が取り消されること及び指定停止措置(6か月)を受けることについて承諾するとともに、これらの措置の実施について、一切の異議を申し立てません。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。

※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる以下の者のいずれにも該当しないことを併せて誓約いたします。

(1) 指定暴力団員

(2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの。

(4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

なお、該当するか否かの確認が必要なときは、明石市が兵庫県明石警察署長に照合することを承諾します。

本見積合せについては、令和4年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には令和4年4月1日に契約を行うこととし、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約が行われないことを承諾します。この場合、本見積合せ等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本見積合せ参加者の負担となることをあわせて承諾します。

記

1 業務名 明石市立明石商業高等学校産業廃棄物収集運搬処分業務委託(単価契約)

2 配置予定の業務責任者 _____

※1 2については、公告文において業務責任者の指定のある場合のみ記載してください。

※2 業務責任者については、雇用関係の分かる保険証等の写しを必ず添付してください(健康保険証の記号・番号等はマスキングすること)。

添付されていない場合は、入札が無効となります。

※3 業務責任者については、公告文に対応する適正な配置予定業務責任者を記入してください。

※4 記入又は添付がされていない場合は無効となります。

下記には記入しないでください。

審査結果

適・否

見 積 書

業 務 名 明石市立明石商業高等学校産業廃棄物収集運搬処分業務委託(単価契約)

金 額

	十億		百万		千		円

上記の件について、日本国の法令及び明石市契約規則を遵守し、仕様書及び図面並びに現場等熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

なお、この見積合せは、談合行為（明石市業務委託約款第16条第1項各号の規定による受託者の違法行為をいう。）によるものではないことを約束し、これに違約して契約を締結したことが認められた場合には、同条の規定に従い、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払うこと及び明石市からの損害賠償の請求に応じることを誓約します。

令和4年3月10日

明石市長 様

住 所

見積者 商号又は名称

代表者職氏名



- ※注 意
- (1) 金額は訂正しないこと。
 - (2) 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を見積書に記載すること。(消費税抜きの金額)
 - (3) 金額欄の記入後は必ず先頭に「¥」を記入すること。
 - (4) 上記記載の金額と業務費内訳書の合計金額は、必ず一致させること。一致しない場合は、無効となります。

業 務 費 内 訳 書(表紙)

業 務 名 明石市立明石商業高等学校産業廃棄物収集運搬処分業務委託(単価契約)

見積者

商号又は名称

代表者職氏名

印

委任状

令和4年 月 日

明石市長 様

下記の者を受任者として、明石市立明石商業高等学校産業廃棄物収集運搬処分業務委託(単価契約)における下記業務について、見積合せに係る事務を委任します。

記

(委任者)

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

委任者が担当する業務(下記のいずれかに○を付けること)

・運搬業務 ・処分業務

(受任者)

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

受任者が担当する業務(下記のいずれかに○を付けること)

・運搬業務 ・処分業務

以上